

不開示情報の内容		法律		条例		比較・検討
		情報公開法（第 5 条）	個人情報保護法（第 78 条）	情報公開条例（第 7 条）	個人情報保護条例（第 15 条）	
A	開示請求者自身の生命等を害するおそれがある情報		(1) 開示請求者（…の規定により代理人が本人に代わって開示請求をする場合にあっては、当該本人をいう。…において同じ。）の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報		(1) 開示請求者（…の規定により代理人が本人に代わって開示請求をする場合にあっては、当該本人をいう。…において同じ。）の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報	<ul style="list-style-type: none"> ・ 規定の表現に差異がある。 （情報公開条例には規定がない） ・ しかし、その理由は、請求者が誰であっても同じ情報が開示される（開示請求者の性質を問わない）という公文書開示請求の特徴によるものである。情報公開法にもこの規定はおかれていない。 ・ そして、仮に請求者の生命等を害する情報が存在した場合は、情報公開条例においても、次号により（個人に関する情報として）不開示となる。 ・ したがって、個人情報保護法と情報公開条例において不開示情報の範囲に差異はない。

不開示情報の内容	法律		条例		比較・検討								
	情報公開法（第 5 条）	個人情報保護法（第 78 条）	情報公開条例（第 7 条）	個人情報保護条例（第 15 条）									
B① 個人に関する情報① ・個人の権利利益を害するおそれがある情報	(1) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。	(2) 開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの若しくは個人識別符号が含まれるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。	(1) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるものうち、通常他人に知られたいと認められるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。	(2) 開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものうち、開示することにより開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあると認められるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。	<p>・規定の表現に差異がある。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>法</th> <th>条例</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>個人を識別できるもの</td> <td>個人を識別できるものうち、通常他人に知られたくないもの</td> </tr> <tr> <td>個人を識別できないもののうち、権利利益を害するもの</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>資料 4 (p2,3)で検討</p>	法	条例	個人を識別できるもの	個人を識別できるものうち、通常他人に知られたくないもの	個人を識別できないもののうち、権利利益を害するもの			
法	条例												
個人を識別できるもの	個人を識別できるものうち、通常他人に知られたくないもの												
個人を識別できないもののうち、権利利益を害するもの													
B② 個人に関する情報② ・公知の情報（例外）	イ 法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報	イ 法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報	ア 法令等…の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報	ア 法令等の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報	・差異はない。								
B③ 個人に関する情報③ ・生命等を保護のため必要な情報（例外）	ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報	ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報	イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報	イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報	・差異はない。								
B④ 個人に関する情報④ ・公務員の職務遂行に関する情報（例外）	ハ 当該個人が公務員等…である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分	ハ 当該個人が公務員等…である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分	ウ 当該個人が公務員等…である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名並びに当該職務の遂行の内容に係る部分（氏名を公にすることにより、当該公務員等の生命、健康又は生活が不当に侵害されるおそれがある場合は、当該公務員等の職及び当該職務の遂行の内容に係る部分）	ウ 当該個人が公務員等…である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名並びに当該職務の遂行の内容に係る部分（氏名を開示することにより、当該公務員等の生命、健康又は生活が不当に侵害されるおそれがある場合は、当該公務員等の職及び当該職務の遂行の内容に係る部分）	<p>・規定の表現に差異がある。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>法</th> <th>条例</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①職</td> <td>①職</td> </tr> <tr> <td>②職務内容</td> <td>②氏名</td> </tr> <tr> <td></td> <td>③職務内容</td> </tr> </tbody> </table> <p>資料 4 (p4)で検討</p>	法	条例	①職	①職	②職務内容	②氏名		③職務内容
法	条例												
①職	①職												
②職務内容	②氏名												
	③職務内容												

不開示情報の内容	法律		条例		比較・検討
	情報公開法（第 5 条）	個人情報保護法（第 78 条）	情報公開条例（第 7 条）	個人情報保護条例（第 15 条）	
C 行政機関等匿名加工情報又はこの作成に用いた保有個人情報から削除した記述等若しくは個人識別符号	(1)の2 行政機関等匿名加工情報（行政機関等匿名加工情報ファイルを構成するものに限る。）又は行政機関等匿名加工情報の作成に用いた保有個人情報から削除した記述等若しくは…個人識別符号				<ul style="list-style-type: none"> ・個人情報保護法と情報公開条例の規定には差異がないが、情報公開法と情報公開条例で差異がある。 ・第2回審査会で説明したとおり、行政機関等匿名加工情報に関する提案募集制度を導入せず、これを作成することも想定されない。 ・したがって、現時点で不開示情報として規定する必要はない。 ・なお、個人情報保護法にこの規定が存在しない理由は、行政機関等匿名加工情報は特定個人が識別できないものであって、そもそも特定個人の個人情報として請求の対象にならないため。

不開示情報の内容		法律		条例		比較・検討
		情報公開法（第 5 条）	個人情報保護法（第 78 条）	情報公開条例（第 7 条）	個人情報保護条例（第 15 条）	
D①	法人に関する情報① ・権利、競争上の地位等を害するおそれがある情報	(2) 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。 イ 公にすることにより、 <u>当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの</u>	(3) 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下この号において「法人等」という。）に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。 イ 開示することにより、 <u>当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの</u>	(2) 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、 <u>当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの</u> 。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。	(3) 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、開示することにより、 <u>当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの</u> 。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。	・差異はない。
D②	法人に関する情報② ・公表しないことを条件に任意で提供された情報のうち、当該条件を付することが合理的である情報	□ 行政機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの	□ 行政機関等の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として開示しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの	/	/	・規定の表現に差異がある。 (情報公開条例には規定がない) <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center; color: red;">資料 4 (p5)で検討</div>

不開示情報の内容	法律		条例		比較・検討
	情報公開法（第5条）	個人情報保護法（第78条）	情報公開条例（第7条）	個人情報保護条例（第15条）	
E 審議、検討又は協議に関する情報のうち、率直な意見交換等が困難になるおそれ等がある情報	(5) 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの	(6) 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの	(4) 本市の機関の内部若しくは相互間又は本市の機関と国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人（以下「国等」という。）の機関の間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの	(5) 本市の機関の内部若しくは相互間又は本市の機関と国等の機関の間における審議、検討又は協議に関する情報であって、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの	・差異はない。
F① 事務又は事業に関する情報のうち、以下のおそれ又は事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報	(6) 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの	(7) 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの	(5) 本市又は国等の機関が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの	(6) 本市又は国等の機関が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの	・差異はない。
F② 国の安全等が害されるおそれがある情報	(3) 公にすることにより、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利を被るおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報	イ 独立行政法人等、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が開示決定等をする場合において、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利を被るおそれ	/	/	<ul style="list-style-type: none"> ・規定の表現に差異がある。（情報公開条例には規定がない） ・しかし、このような情報は、情報公開条例第5号本文の「その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」に該当する。 ・したがって、個人情報保護法と情報公開条例において不開示情報の範囲に差異はない。

不開示情報の内容	法律		条例		比較・検討
	情報公開法（第5条）	個人情報保護法（第78条）	情報公開条例（第7条）	個人情報保護条例（第15条）	
F③ 犯罪の予防、捜査、刑の執行等に支障を及ぼすおそれがある情報	(4) 公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報	□ 独立行政法人等、地方公共団体の機関（都道府県の機関を除く。）又は地方独立行政法人が開示決定等をする場合において、 <u>犯罪の予防、鎮圧</u> 又は捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ	(3) 公にすることにより、 <u>犯罪の予防</u> 又は捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報	(4) 開示することにより、 <u>犯罪の予防</u> 又は捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報	<ul style="list-style-type: none"> ・規定の表現に差異がある。 ・しかし、このような情報は、情報公開条例第3号の「その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある」に該当する。 ・したがって、個人情報保護法と情報公開条例において不開示情報の範囲に差異はない。
F④ 監査、試験等に関する事務について、正確な事実の把握等を困難にするおそれがある情報	イ 監査、検査、取締り、試験又は <u>租税の賦課若しくは徴収に係る事務</u> に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ	ハ 監査、検査、取締り、試験又は <u>租税の賦課若しくは徴収に係る事務</u> に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ	ア 監査、検査、取締り又は試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ	ア 監査、検査、取締り又は試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ	<ul style="list-style-type: none"> ・規定の表現に差異がある。 ・しかし、このような情報は、情報公開条例第5号本文の「その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」に該当する。 ・したがって、個人情報保護法と情報公開条例において不開示情報の範囲に差異はない。
F⑤ 契約等に関する事務について、財産上の利益等を不当に害するおそれがある情報	□ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ	ニ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ	イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、本市又は国等の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ	イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、本市又は国等の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ	<ul style="list-style-type: none"> ・差異はない。
F⑥ 調査研究に関する事務について、その公正かつ能率的な遂行を不当に害するおそれがある情報	ハ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ	ホ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ	ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ	ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ	<ul style="list-style-type: none"> ・差異はない。

不開示情報の内容		法律		条例		比較・検討
		情報公開法（第 5 条）	個人情報保護法（第 78 条）	情報公開条例（第 7 条）	個人情報保護条例（第 15 条）	
F⑦	人事管理に関する事務について、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがある情報	二 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ	へ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ	工 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ	工 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ	・差異はない。
F⑧	公営企業等に関する事務について、経営上の正当な利益を害するおそれがある情報	ホ 独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ	ト 独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ	オ 本市又は国等が経営する企業に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ	オ 本市又は国等が経営する企業に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ	・差異はない。
G	法令等によって明らかに開示できないとされている情報	/		(6) 法令等の規定により、明らかに開示することができないとされている情報	(7) 法令等の規定により、明らかに開示請求者に開示することができないとされている情報	<p>・規定の表現に差異がある。 (個人情報保護法には規定がない)</p> <p>・しかし、改正法にこの規定がない理由については、「他の法令等により開示できない情報であっても、各号に列挙した規定を用いて、可能な限り明確かつ実質的な判断をする必要がある」ことから、不開示の根拠をより明確に示そうとしているからとされている (Q&A5-4-3)</p> <p>・したがって、個人情報保護法と情報公開条例において不開示情報の範囲に差異はない。</p>